

選挙運動

選挙が公正に行われるよう、選挙運動には一定のルールがあります。

選挙運動は、各候補者の人物の政見や、政党の政策などを知り、一票を投じる判断の基礎となるものです。しかし、無制限な選挙運動を認めると、その選挙が候補者の財力などによって歪められるおそれがあります。そのため、選挙の公正・公平を確保するために、一定のルールが設けられています。

選挙運動ができる期間は「公職選挙法」により定められています。

選挙運動の期間は、立候補届が受理されたときから投票日前日までです。この期間中も、選挙カーなどでの連呼行為や街頭演説は午前8時から午後8時までの間に行うこととされています。他にも、届出が受理される前に選挙運動を行うこと（事前運動）や、投票日当日の選挙運動は禁止されていることにも注意する必要があります。

立候補届が受理された時点

投票日前日の午後12時
(選挙カー等での連呼行為や街頭演説は午後8時)

○立候補届出前でもできること

- ・立候補の準備(政党の公認を求める行為、立候補の瀬踏行為など)
- ・選挙運動の準備(選挙事務所等の借入れ内交渉、立札や看板、ポスター等の作成など)

×立候補届出前にはできないこと

- ・投票の依頼。また、投票の依頼と認められる行為。
- 投票日でもできる選挙運動
 - ・選挙ポスターなどを前日のまま貼っておくこと。

公正さを保つため、国家公務員など選挙活動ができない人もいます。

選挙運動はどなたでも行えますが、次に挙げる方々は、職務の性質や地位による影響を考慮し、例外的に禁止されています。

- ・選挙事務関係者(投票管理者、開票管理者、選挙長など)
- ・未成年者
- ・特定公務員(中央選挙管理会、選挙管理委員会などの委員や職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏、徴税の吏員)
- ・選挙犯罪により選挙権、被選挙権を有しない者

上記以外にも、公務員、公庫などの役職員や教育者等は、その地位を利用して選挙運動をすることが禁止されるなどの制限があります。

選挙運動の方法

選挙運動の方法を大別すると、「印刷物その他の文書図画によるもの」と、「演説その他の言論によるもの」に分類されます。

文書図画とは？・・・文書図画とは、文字、記号、絵、写真などが記載されたものすべてを指します。文書図画による選挙運動は、お金のかかる選挙の原因となりやすいため、次に挙げるもの以外を使うことは禁止されています。

選挙で使用できる文書

- ・選挙運動用の通常はがき
 - ・ビラ
 - ・ポスター
 - ・新聞広告
 - ・選挙事務所のポスター、立札、看板など
 - ・選挙カーに取り付けるポスター、立札、看板など
 - ・演説会場のポスター、立札、看板など
- ※規格、数量（回数）、使い方（配布方法や掲示場所等）などについて詳細に決められています。
- ・候補者が身につけている、たすき、胸章など
これについては特段の制限はありません。
 - ・選挙公報

有権者に選択材料を提供し、合理的選択を行えるよう、選挙管理委員会が発行するもの。候補者の経歴や政見、政党の政策などが掲載されており、投票日の2日前までに全世帯へ届けられます。

言論・その他

言論による選挙運動は、有権者にとっては候補者の人物や意見を知るのに役立ち、また候補者や政党にとっても直接訴えられる利点があります。これに関しても一定の制限が設けられています。

言論による主な選挙運動、それらにかかる制限

■演説会

候補者が開催するもの（個人演説会）と、衆議院議員の選挙で候補者や候補者名簿を届け出た政党が開催するものがあります。開催回数に制限はありませんが、選挙の種類によって、演説会の開催中使用できる立札や看板の総数が定められており、その結果、同時に開催できる数は制限されます。

※これ以外の選挙運動の演説会はすべて禁止されており、開催できません。

■街頭演説

候補者が行う街頭演説は、所定の標旗を立て、その場にとどまって行います。衆議院議員選挙ではこのほかに、候補者や候補者名簿を届け出た政党が、停止した選挙カー（船舶）の上や周辺で街頭演説を行うことができます。いずれの場合も時間は午前8時から午後8時までで、電車や駅構内、病院等は禁止されるなどの場所的な制限もあります。

■連呼行為

演説会、街頭演説の場所、選挙カーの上で行います。選挙カー上での連呼は、午前8時から午後8時の間に限られています。

■政見放送

候補者の政見や主張をテレビやラジオで放送します。※衆議院議員、参議院議員、都道府県知事選挙で行われます。また、衆議院小選挙区選挙、衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙では、政党による政見放送が行われます。

■経歴放送

テレビやラジオを通して、候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を紹介するものです。

※衆議院小選挙区選挙、参議院選挙区選挙、都道府県知事選挙で実施されます。

自由にできる選挙運動

文書による選挙運動は「できる」と決められた形のものしかできませんが、言論による選挙運動は制限に触れなければ誰でも自由に行うことができます。たとえば、次のようなことができます。

電話での投票依頼:だれでも自由に行えますが、候補者や出納責任者の指示でかけるような場合、料金は選挙運動費用に加算されます。

個々面接など:来訪者や街頭で出会った人などに投票を依頼することができます。ただし、自分の方から訪ねる場合は「戸別訪問の禁止」に当たらないことが必要です。また、選挙演説会ではない集まり（街頭以外での場所）で、選挙運動の演説をすることもできます。

禁止されている行為

■戸別訪問

投票を依頼することや、投票を得させない目的で戸別訪問することは禁止されています。また、選挙運動のため、演説会や演説があることを戸別に告知することや、特定の候補者や政党の名前を言い歩くことも戸別訪問となります。

■飲食物の提供

選挙運動に関して飲食物を提供することは、湯茶や、いわゆるお茶うけ程度の菓子のほかは禁止されています。ただし、衆議院の比例代表選挙以外の選挙では、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に限り、限られた数と単価の弁当を提供できます。

選挙時の政治活動

政党など政治活動を行う団体の政治活動のうち、その態様や効果が選挙運動と紛らわしいものには一定の制限が設けられます。

政党など政治活動を行う団体が選挙時に規制される政治活動

衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、指定市議会議員、市長、特別区の区長の選挙時

- ・政談演説会の開催
- ・街頭政談演説の開催
- ・政治活動用自動車（船舶）の使用
- ・拡声器の使用
- ・ポスターの掲示
- ・立札・看板類の掲示
- ・ビラ等の頒布
- ・選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の頒布・掲示
- ・連呼行為
- ・公共の建物での文書図画の頒布
- ・掲示または頒布する文書図画への候補者の氏名又は氏名類推事項の記載

指定都市以外の市（特別区を含む）の議会の議員、町村長、町村議会議員の選挙時

- ・連呼行為
- ・公共の建物での文書図画の頒布
- ・掲示または頒布する文書図画への候補者の氏名または氏名類推事項の記載

※選挙の期日の公示（告示）の日から投票の当日まで規制されます。

※選挙が行われる区域の外では、自由に政治活動が行えます。

これら以外の方法による政治活動（例：新聞紙、雑誌による広告、パンフレット、ラジオ、テレビ等）については、いかなる選挙の期日の公示（告示）の日から選挙の当日までの間であろうと、また、いかなる政党その他の政治活動を行う団体であろうと自由に行うことができます。

選挙時の確認団体の政治活動

参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、指定市議会議員、市長、特別区の区長の選挙では、確認団体に限り、選挙時も一定の条件下で次の活動を行うことができます。

※ 確認団体とは・・・その選挙に所属候補者等を一定数擁立する等の要件を満たした政党および政治団体（総務大臣または選挙管理委員会の確認が必要）。

- ・政談演説会の開催
- ・街頭政談演説の開催
- ・政治活動用自動車の使用
- ・拡声器の使用
- ・ポスターの掲示
- ・立札・看板類の掲示
- ・ビラ等の頒布
- ・選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の頒布・掲示
- ・連呼行為

選挙時の推薦団体の政治活動

参議院議員選挙では、確認団体に所属する候補としない候補との均衡を図るため、「推薦団体」が推薦演説会を開催できます。

※ 推薦団体とは・・・その選挙で、確認団体に所属しない候補者を推薦・支持する政党等の政治団体（選挙管理委員会の確認が必要）。

平常時の政治活動にも、一定の制限があります。

政治活動は本来自由であるべきものです。しかし、選挙がないときの政治活動でも、政治活動なのか選挙目的なのか判断しにくいものが多いため、立候補予定者の名前や後援団体の名称を記載した立札、看板、ポスターなどの文書図画掲示には制限が設けられています。